

# 遊佐町 災害廃棄物処理計画

令和3年3月31日

## 第1章 計画の目的

本計画は、東日本大震災、阪神・淡路大震災を始めとする災害や羽越豪雨での水害廃棄物の処理の経験を教訓に、遊佐町地域防災計画に基づき、災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について 具体的に定め、今後起こりうる災害に予め備えるものである。

## 第2章 基本的な事項

### 1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、「山形県災害廃棄物処理計画」を参考とし、遊佐町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

遊佐町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

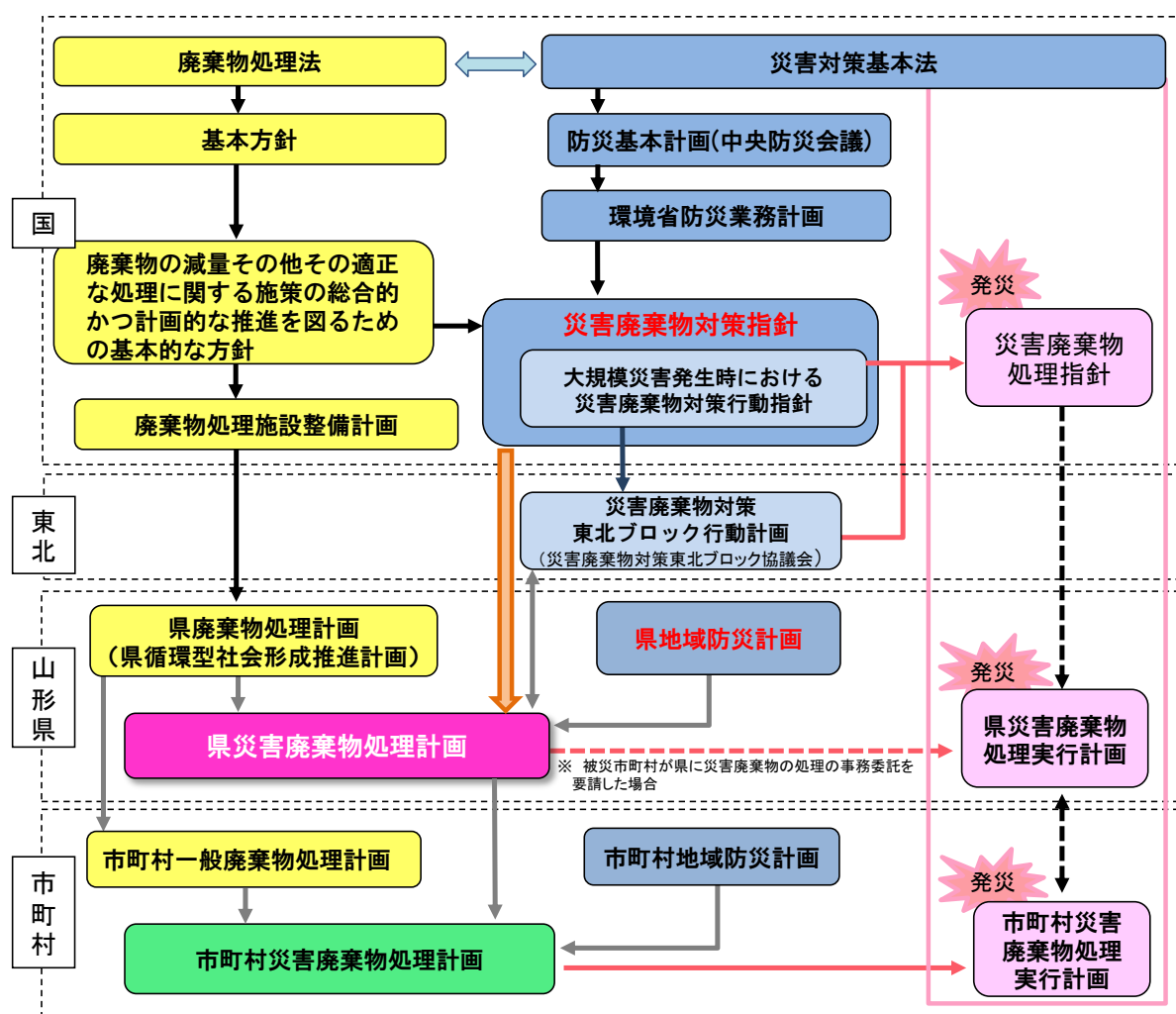


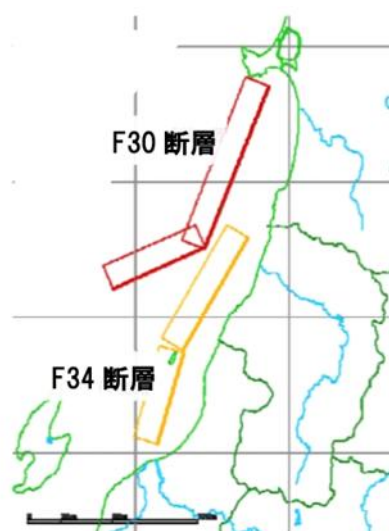
図 2-1 本計画の位置づけ

## 2. 対象とする災害

「山形県災害廃棄物処理計画」(以下、県計画と称す)における対象災害は、表 2-2-1 のとおりである。本計画は、県計画の対象災害をベースとするが、水害等については、平成 30 年 4 月に山形県において、月光川水系の洪水浸水想定区域を見直していることから、表 2-2-2 に示す想定最大規模降雨があった場合に発生する被害規模を推計し(表 2-2-3 のとおり)、本計画における想定災害として設定する。

表 2-2-1 山形県災害廃棄物処理計画の対象災害

種別	想定地震等	規模	被害想定調査又は被害状況の出典
地震	庄内平野東縁断層地震	マグニチュード 7.5	地震被害想定調査:平成18年調査 (冬季、全壊10,781棟、半壊23,618棟)
	新庄盆地断層帯地震	マグニチュード 7.0	地震対策基礎調査:平成10年調査 (冬季、全壊1,295棟、半壊5,342棟)
	山形盆地断層帯地震	マグニチュード 7.8	山形盆地断層帯被害想定調査:平成14年調査 (冬季、全壊34,792棟、半壊54,397棟)
	長井盆地西縁断層帯地震	マグニチュード 7.7	地震被害想定調査:平成18年調査 (冬季、全壊22,475棟、半壊50,926棟)
津波	F30断層地震	マグニチュード 7.8	津波浸水想定・被害想定調査:平成28年調査 (冬季18時、全壊10,290棟、半壊20,450棟)
	F34断層地震	マグニチュード 7.7	津波浸水想定・被害想定調査:平成28年調査 (冬季18時、全壊5,490棟、半壊19,050棟)
風水害	羽越豪雨 (既往災害)	総雨量 539mm (小国観測所)	山形県地域防災計画:平成29年11月修正 (発災日:昭和42年8月28~29日、 被害概要:全壊・流失192棟、床上浸水4,130棟)



出典：  
「平成 26 年度山形県津波浸水想定・被害想定調査業務」  
(平成 28 年 3 月山形県環境エネルギー部)を一部修正

出典：「山形県地域防災計画」  
(平成 28 年 11 月 山形県防災会議)

図 2-2 想定地震における想定地震の震源域

表 2-2-2 水害における降雨規模の想定

想定最大規模降雨	月光川流域の2日間総降雨量 616mm (基準点:尻引橋)
----------	-------------------------------

出典：平成 30 年 4 月 「月光川水系月光川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)」

表 2-2-3 被害区分別の家屋棟数

被害区分	被害棟数(棟)
床下浸水	1,104
床上浸水	1,314
半壊	143
全壊	162
合 計	2,723

※ 月光川水系月光川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) の浸水域と、住宅地図を組み合わせ、被害棟数を推計

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第 2 条第 2 項の**一般廃棄物**に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物、津波堆積物及び生活ごみや避難所ごみ等である

表 2-2-5 災害時に発生する廃棄物

種 類	内 容	
災害廃棄物	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	畳・布団 (腐敗性有)	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	廃家電 (4 品目)	被災家屋から排出される家電 4 品目 (テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫) で、被災により使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものについては、家電リサイクル法により処理を行う。
	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される家電 4 品目以外の家電製品で、被災により使用できなくなったもの

	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	有害廃棄物/危険物	石綿、P C B（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、C C A（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の火災や爆発の危険があるもの
	廃自動車等	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により処理を行う。 ※処理には、 <u>所有者の意思確認が必要</u> 。仮置場等での保管方法・期間については、警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（被災により使用できなくなった船舶）等
津波堆積物		海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多い）
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、被災に伴って便槽に流入した汚水

- ※ 災害廃棄物については選別後の分類であり、被災時には混合状態で発生する場合が多い。
- ※ 災害廃棄物の処理・処分は災害廃棄物処理事業費補助金の対象となるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿は、対象外となる。（ただし、仮設トイレ等からの汲み取りし尿及び災害によって便槽に流入した汚水は対象となる。）
- ※ 道路、河川、港湾海岸、農地に堆積している土砂や流木、火山噴出物については、各管理者が復旧事業の中で処理する。ただし、これらが民地等に堆積し、損壊家屋と混在している場合は国、県と相談した上で対応方法について検討する。
- ※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。
- ※ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものとする。

### 3. 災害廃棄物発生量推計

県計画では、災害廃棄物の発生量が最多となる冬季のケースについて、想定地震別に整理されている。遊佐町、酒田市及び庄内町ごとの発生量の内訳は表 2-3-1 および表 2-3-2 のとおりであり、庄内平野東縁断層帯地震では発生量の 6 割以上を酒田市が占めている。津波を伴う F30 断層地震ではその割合が 8 割を超える。水害においては、各河川の複合的な被害も想定されるが、本計画においては、最上川水系及び月光川水系の水害について独自に推計した。（表 2-3-3）

表 2-3-1 地震災害における各市町の災害廃棄物発生量 (t)

地震	庄内平野東縁	新庄盆地	山形盆地	長井盆地西縁
① 遊佐町	203,168	4,714	13,319	345
② 酒田市	702,470	18,212	68,392	5,980
③ 庄内町	212,058	12,930	47,775	6,354
①～③合計	1,117,696	35,856	129,486	12,679

※被害が最大になる冬季ケースの発生量

表 2-3-2 津波災害における各市町の災害廃棄物発生量

地震	F30 断層地震		F34 断層地震	
	津波堆積物(t)	災害廃棄物(t)	津波堆積物(t)	災害廃棄物(t)
① 遊佐町	54,502	72,481	17,208	42,442
② 酒田市	221,434	1,069,188	187,464	560,696
③ 庄内町	0	62,421	0	10,701
①～③合計	275,936	1,204,090	204,672	613,839

※被害が最大になる冬季 18 時ケースの発生量

表 2-3-3 水害における各市町の災害廃棄物発生量

水害	災害廃棄物(t)
④ 遊佐町	9,748
⑤ 酒田市	184,910
⑥ 庄内町	17,786
①～③合計	212,444

#### 4. 一般廃棄物処理施設等の状況

遊佐町は、酒田市及び庄内町とともに酒田地区広域行政組合を組織し、以下のとおり、一般廃棄物の処理を行っている。

##### ア) 焼却処理

遊佐町、酒田市及び庄内町では、可燃ごみについては、酒田地区広域行政組合の処理施設（98 t/日×2 炉）が平成 14 年から稼働している。焼却後は、残渣を最終処分場に埋立処分している。

## イ) 再資源化

粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設（12 t /5h×1 基）が平成 14 年から稼働している。また、不燃ごみ（資源物、ペットボトル、埋立ごみ）については、リサイクルセンター（40t/5h×1 基）が平成元年から稼働している。いずれも搬入後は選別し、再資源化処理を行っている。

## ウ) 埋立処分

埋立ごみ、リサイクルセンターの処理残渣、処理灰、不燃物を広域行政組合の最終処分場に埋立処分している。

遊佐町の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を下表に示す。また処理施設への収集運搬については、町が所有する回収車両がないため、町内の収集運搬許可業者に委託している。

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、その処理については市町村の一般廃棄物処理施設により処分することが前提であるが、量が膨大で処理しきれない場合や、市町村の処理施設では処分できないものについては、町内の産業廃棄物処理業者への委託や、県を經由して町外の処理施設に搬入することも想定している。

### ○処理施設の優先順位

①市町村の一般廃棄物処理施設 <u>※遊佐町は酒田地区広域行政組合の施設</u>
↓
②町内の廃棄物処理施設（一般廃棄物・産業廃棄物）
↓
③町外の廃棄物処理施設 <u>※県に連絡し繋いでもらう</u>

表 2-4-1 遊佐町の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	所在地、連絡先
酒田地区広域行政組合 ごみ焼却施設	1829.5t/年（災害廃棄物処理可能量）	酒田市広栄町3丁目133 (31-2882)

※年間処理能力の余裕分のうち、市町ごとの分担率を40%として推計。

表 2-4-2 遊佐町内の廃棄物処理施設

事業者名	施設種類	処理能力	所在地（連絡先）
(株)斎藤工業	破碎（瓦礫）	344-1040t/d (8h)	遊佐町遊佐字鶴田 54-3（72-2703）
(株)幸輪	廃プラ、紙く ず、木くず他	590kg/h（廃プラ）	遊佐町菅里字十里塚 2-213（75-3785）
(株)渡部砂利工業所	廃プラ、紙く ず、木くず他	2,000kg/h（産廃） 864t/d（瓦礫） 13t/日（8h）（木屑）	酒田市宮海字中砂畑 27-4（35-0281）
(株)遊佐製材所	木くず	240 t /d(8h)	遊佐町藤崎字茂り松 61-873（61-873）
マル元運輸(有)	木くず	124t/d(8h)	遊佐町藤崎字茂り松 2-389（75-3021）

※町内の産廃処理施設では、処理が追いつかない場合、県を経由して、町外の産廃施設に廃棄物を搬出し処理することができる。

その際の手続きは**一般廃棄物の越境**にあたるため、処理施設のある市町村の一般廃棄物処理計画への影響がないか照会をし、承諾を得る必要がある。

表 2-4-3 一般廃棄物最終処分場

施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 ( $m^2$ )	全体容量 残余容量 ( $m^3$ )	埋立開始 埋立終了 (終了見込)	埋立実績 27年度 (上段： $m^3$ ) (下段：t)
酒田地区 広域行政 組合 最終処分場	不燃・処渣 燃渣	山間 自己所有	セル、サンド 委託	137,020 34,000	366,000 87,801	平成 3.4	4,875 4,239

埋立ごみ比重を  $0.813 (t/m^3)$  とすると、残余容量から換算した受入可能量は、71.3 千 t となる。

## 5. 災害廃棄物処理の基本方針

本町では災害廃棄物処理にあたり、以下の基本方針に基づき行動する。

- ① 災害廃棄物等は、できる限り自区域内で処理を行う。自区域内で処理できないものについては、県等に応援を要請する。
- ② 災害廃棄物の分別を徹底し、再生利用を行い、埋立処分の削減をはかる。
- ③ 衛生や火災予防等の観点から優先度の高い廃棄物の処理を迅速に進める。
- ④ 災害廃棄物の処理を円滑に進めるために、仮置場を迅速かつ適切に配置する。
- ⑤ 作業に従事する町民、民間事業者、ボランティア、町職員等の作業の安全を確保する。



### 第3章 組織体制

#### 1. 組織・体制

本町では、災害が発生した場合、被災住民の救助及びその他災害応急対策を実施するため、災害対策本部を速やかに設置する。体制としては、災害対策本部員会議において情報の集約及び、対応指針の決定を行い、各課からなる災害対策本部事務局の各部が実働として対応にあたる。

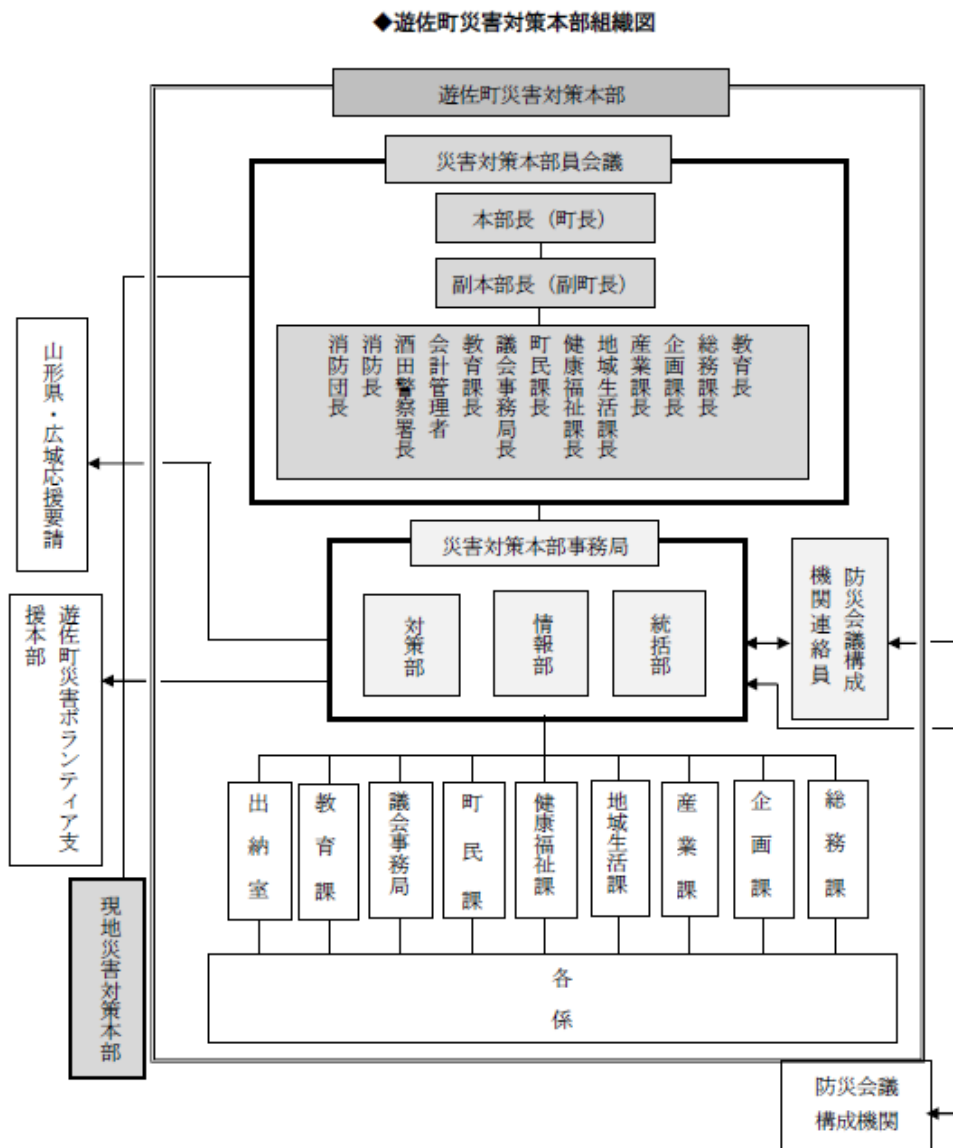


図 3-1 遊佐町災害対策本部の組織 (参考)

### 【災害対策本部の所掌】

遊佐町地域防災計画における部ごとの主な事務・役割については、表 3-1-1 のとおりである。

表 3-1-1 本部事務局各部の組織・所掌事務（参考）

組織		主な事務・役割
本部事務局 (事務局長：総務課長) (事務局次長：企画課長)		大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入を図る。
統括部 (部長：総務課長) (副部長：議会事務局長、会計管理者)	総務課 議会事務局 出納室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の運営</li> <li>・危機対応方針決定の補佐</li> <li>・各部及び各課等への具体的な対応の指示及び総合調整</li> <li>・職員家族の情報収集</li> <li>・その他本部長の指示対応</li> </ul>
情報部 (部長：企画課長) (副部長：町民課長、教育課長)	企画課 町民課 教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集、整理</li> <li>・活動状況の記録、進行管理</li> <li>・伝送映像の収集、配信</li> <li>・通信機器や通信回線の確保</li> <li>・広報活動・その他本部長の指示対応</li> </ul>
対策部 (部長：地域生活課長) (副部長：産業課長、健康福祉課長)	地域生活課 産業課 健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携・連絡調整</li> <li>・町内の被害状況調査</li> <li>・避難所等の開設準備</li> <li>・医療救護所の開設準備</li> <li>・福祉避難所の開設要請</li> <li>・その他本部長の指示対応</li> </ul>

### 【災害廃棄物の対応体制】

災害廃棄物処理指揮命令系統を円滑に実行するためには、通常時の業務や避難所の運営等の業務の兼務や、他部局から応援を得たりするという体制ではなく、災害廃棄物処理のみを専門としたチームを設置することが望ましい。(災害廃棄物関係の事務については、収束までに3年前後かかり、継続して人員を確保し続ける必要がある。)

そのため、最終的には、**担当係の創出等、緊急的な人員配置を行う必要がある**と考えられるが、初動期からしばらくの間は、既存の係において、兼務をしながら対応をしていく必要がある。

本計画においては、災害廃棄物処理において想定される業務を役割ごとに表 3-1-2 のとおり、担当部局に割り当てる。業務の実際の運営においては、民間事業者への委託や、他市町村の応援等により、人員不足を補いつつ、指揮命令系統を運営する。

表3-1-2 役割と業務内容

役割	業務内容	担当係
① 総括責任者	災害廃棄物処理に関する全体状況把握 災害廃棄物等の対策の総括、運営、進行管理	災害対策本部 対策部長
② 企画	情報収集、被災状況の把握 (災害廃棄物関係の情報)	情報部・対策部
③ 計画策定	災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	対策部
④ 総務	庁内(土木部署等)、国、県、支援団体との 連絡調整 他の市町村、支援団体等への応援 要請、調整 人員確保、車両等の資機材調達 等	統括部
⑤ 経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等 の契約、国庫補助の対応	統括部
⑥ 住民広報	住民広報(ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、 仮置場等) 住民広報(解体撤去等)	情報部
⑦ 問い合わせ	家屋解体の受付、問い合わせ対応	情報部・対策部
⑧ ごみ・し尿対応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ごみ(避難所・一般家庭)収集・処理 し尿(避難所・一般家庭)収集・処理 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況 確認	対策部
⑨ 仮置場	住民用仮置場(廃家具・廃家電等の受入)の 設置、運営管理 一次仮置場(可燃・不燃物等への分別)の設 置、運営管理 二次仮置場等(焼却・破砕等の中間処理)へ の収集運搬	対策部 (仮置場の運営管理は 業者委託を想定)
⑩ 解体撤去	罹災証明書の発行(損壊判定含む) 家屋解体の受付 がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理	情報部・対策部 (情報部において罹災 証明発行、解体作業の管 理は対策部)
⑪ 処理	仮設処理施設(二次仮置場含む)の設置、運 営管理、再生利用、最終処分の実施	対策部 (酒田地区広域行政組 合構成市町との調整に より実施する。)

## 2. 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況等を遊佐町地域防災計画に基づき、情報収集し、収集した情報は災害対策本部と共有する。広域行政組合とは、災害廃棄物処理量の推計を行うため、ごみ処理施設等の運転状況について情報収集する。

震災直後は、ライフライン等の被災状況の把握と、災害廃棄物の発生量推計に必要な情報の収集が主とするが、定期的に更新された情報を収集し把握に努める。

なお、災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（移動型防災無線等）を確保し、行うものとする。

表 3-2-1 被災時に収集すべき情報

項目	内容	初動期	応急期	復興期
職員	職員の被災状況	○	○	○
	職員の参集状況	○	○	○
施設、インフラ の被災状況	本庁舎・防災センター・生涯学習センターの被災状況	○	○	○
	本庁舎・防災センター・生涯学習センターの復旧状況	-	○	○
	ごみ処理施設の被災状況	○	○	○
	ごみ処理施設の復旧状況	-	○	○
	リサイクルセンターの被災状況	○	○	○
	リサイクルセンターの復旧状況	-	○	○
	最終処分場の被災状況	○	○	○
	最終処分場の復旧状況	-	○	○
	上水道施設の被災状況	○	○	○
	上水道施設の復旧状況	-	○	○
下水道施設の被災状況	下水道施設の被災状況	○	○	○
	下水道施設の復旧状況	-	○	○
各施設の電力の被災状況	各施設の電力の被災状況	○	○	○
	各施設の電力の復旧状況	-	○	○
各施設のガスの被災状況	各施設のガスの被災状況	○	○	○
	各施設のガスの復旧状況	-	○	○
道路の被災状況	道路の被災状況	○	○	○
	道路の復旧状況	-	○	○
仮設トイレ	仮設トイレの配置計画と配置状況	○	○	○
	仮設トイレの支援状況	○	○	○
	仮設トイレの撤去状況	-	○	○
	仮設トイレの設置に係る支援要請	○	○	○
し尿	収集対象し尿の推計発生量	○	○	○
	し尿収集・処理に関する支援要請	○	○	○
	し尿処理計画	○	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○	○
	し尿処理の復旧状況	-	○	○

片付けごみ 生活ごみ 避難所ごみ	ごみの推計発生量 ごみ収集・処理に関する支援要請 ごみ処理計画 ごみ収集・処理の進捗状況 ごみ処理体制の復旧状況	○ - - - -	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
啓開ごみ (車両通行の 妨げとなる道 を塞ぐごみ)	啓開ごみの推計発生量 啓開ごみの収集・処理に関する支援要請 啓開ごみ処理計画 啓開ごみ収集・処理の進捗状況	○ ○ - -	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
災害がれき	家屋の倒壊及び焼失状況	○	○	○
	災害がれきの推計発生量 災害がれき処理に関する支援業務 災害がれき処理計画	○ - -	○ ○ ○	○ ○ ○
	解体撤去申請の受付状況 解体業者への発注・解体・撤去作業の進捗状況 解体業者への支払い業務の進捗状況	- - -	- - -	○ ○ ○
	仮置場の配置・開設準備状況 仮置場の運用計画	- -	○ -	○ ○
	再利用・再資源化／処理・処分計画 再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	- -	○ -	○ ○
津波堆積物等	津波堆積物等の推計発生量 津波堆積物等の収集・処理に関する支援要請 津波堆積物等処理計画 津波堆積物等収集・処理の進捗状況	○ - - -	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

初動期：発災～3日目、応急期：4日目～1カ月以内、復旧期：3カ月以内

### 3. 関係機関との連携

#### (1) 自衛隊・警察・消防との連携

本町では、発災直後の迅速な人命救助や、ライフラインの確保を行うため、道路管理者は、自衛隊、警察及び消防と連携し道路上の災害廃棄物を撤去する。また、災害廃棄物の仮置場については、候補地の中から速やかに選定する。

#### (2) 都道府県・国の支援

山形県では、表3-3-1のとおり都道府県・民間事業者団体と協定を締結している。

表 3-3-1 山形県が締結している災害廃棄物に関する協定

団体名	協定名
北海道、東北6県、新潟県	大規模災害発生時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
山形県環境整備事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬協定書
一般社団法人山形県解体工事業協会	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

一般社団法人山形県産業廃棄物協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
公益社団法人山形県水質保全協会	災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定
一般社団法人山形県計量協会	災害時における環境調査に関する協定

また、災害廃棄物処理にあたっては、酒田地区広域行政組合での処理が基本とはなるが、施設の被災状況や、職員の被災状況により、自ら災害廃棄物の処理業務を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物処理について事務委託を検討するため、山形県と協議を行うものとする。

なお、事務委託にあたっては**遊佐町、山形県双方の議決**が必要となるため、迅速に判断する必要がある。

### （3）地方公共団体の支援

#### ア 地方公共団体との協定

本町では表 3-3-2 に示す協定を締結している。

表 3-3-2 遊佐町が地方公共団体と締結している災害支援協定等一覧

団体名	協定等名称
にかほ市（旧象潟町）	非常災害時における相互応援に関する協定書
大崎市（旧鳴子町）	遊佐町と大崎市との災害時相互応援協定書
東京都豊島区	非常災害時における相互応援に関する協定
防災サミット構成市町 （遊佐町は H27・H28 年度に参加）	防災サミット共同宣言
県内全 44 市町村	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

イ 支援が必要な要請項目

表 3-3-3 支援が必要な要請項目

区分	要請項目	業務内容	地方公共団体	民間事業者
知見に関する支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	○※	—
	実行計画作成	実行計画の作成補助	○※	—
	設計・積算	発注に係わる設計・積算補助 (積算システム等使用)	○※	—
	契約	契約事務の補助	○※	—
	書類作成	災害報告書等の作成補助	○※	—
資機材に関する支援	収集運搬	避難所ごみ等の収集運搬	○	○
人員に関する支援	情報収集	災害対策本部からの情報収集	○	○
	仮置場設置	仮置場における管理 状況の監督	○	○
	現地確認	避難所や仮合置場等の現地 確認	○	○
	窓口対応	窓口問合せ対応	○	○
	広報	住民への広報	○	○

※専門的な知識や過去の経験を有する者

ウ 協力・支援側

本町は被災時において、災害支援協定に基づき、支援の要請を受けた場合、被災した地方公共団体からの要請項目に合わせて協力・支援を行う。

(4) 民間事業者との連携

本町では表 3-3-4 に示す民間事業者と協定を締結している。

表 3-3-4 遊佐町が民間事業者と締結している災害廃棄物関係協定一覧

民間事業者	協定等名称
酒田飽海建設業組合	災害時における遊佐町所管公共施設の災害応急対策実務に関する協定
遊佐町建設業組合	災害時等における災害応急対策の応援に関する協定書

## 第4章 災害廃棄物処理

### 1. 災害廃棄物発生量の推計

本計画で想定する災害廃棄物の発生量には、県計画において推計した廃棄物量（発生量が最多となる冬季ケース）を使用する。

表 4-1-1 種類別の災害廃棄物発生量（地震）

種類	庄内平野 東縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震
可燃物	36,570	849	2,397	62
不燃物	36,570	849	2,397	62
コンクリートがら	105,647	2,451	6,926	179
金属くず	13,409	311	879	23
柱角材	10,971	255	719	19
合 計	203,168	4,714	13,319	345

（単位：トン）

表 4-1-2 種類別の災害廃棄物発生量（津波）

種類	F30 断層地震	F34 断層地震
可燃物	13,047	7,640
不燃物	13,047	7,640
コンクリートがら	37,690	22,070
金属くず	4,784	2,801
柱角材	3,914	2,292
合 計	72,481	42,442

（単位：トン）

表 4-1-3 種類別の災害廃棄物発生量（水害）

種類	想定最大規模降雨 （月光川水系）
可燃物	3,387
不燃物	3,387
コンクリートがら	1,570
金属くず	1,242
柱角材	163
合 計	9,749

（単位：トン）



発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

$$\text{発生量} = \text{災害情報} \times \text{被害情報} \times \text{発生原単位}$$

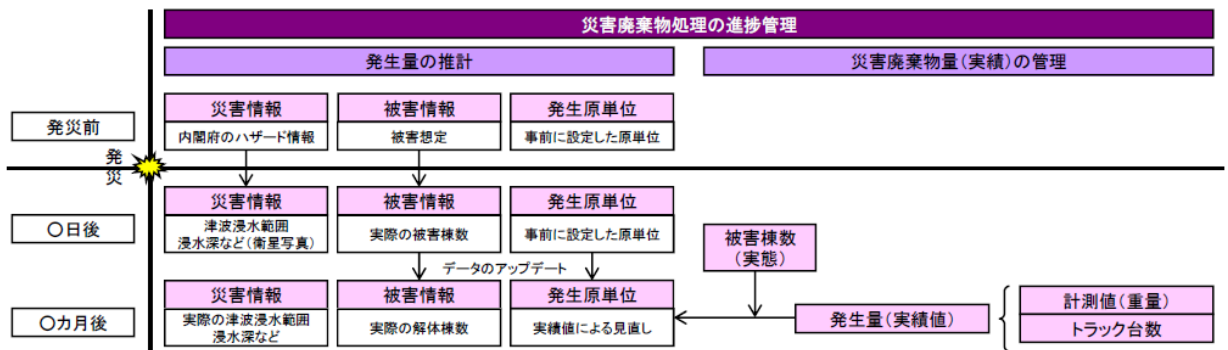


図 4-1-1 発生量の推計方法 (例)

## 2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

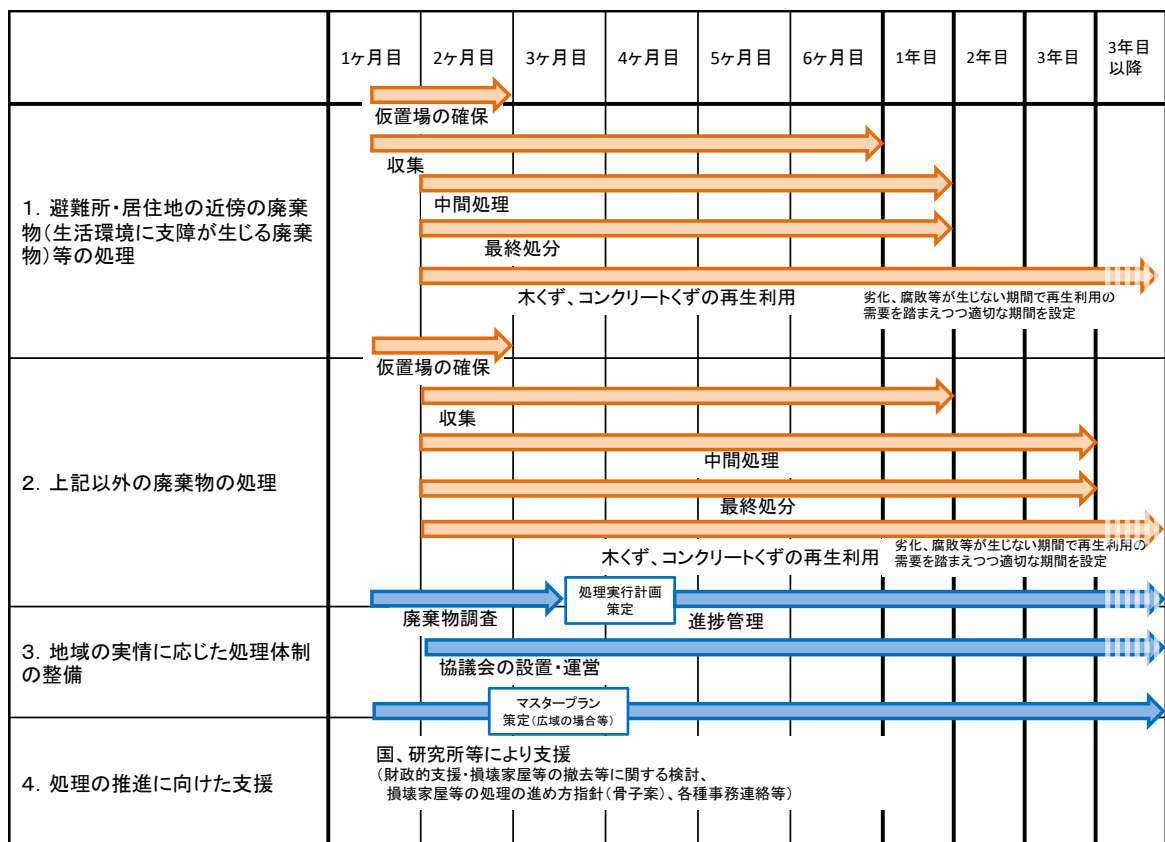


図 4-1-2 災害廃棄物処理スケジュール

### 3. 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示したものであり、処理方針を検討するために作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物、不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討する。町内の処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討する。

#### 【収支計算の条件】

品目	収支計算の条件
可燃物	基本的には、3か年で、酒田地区広域行政組合のごみ処理施設で焼却処理することとするが、施設の余力が不足し、処理できない量については、要検討処理量とする。
不燃物	基本的には、3か年で、酒田地区広域行政組合の最終処分場で埋立処分することとする。最終処分場の余力が不足し、処分できない量については、要検討処理量とする。
柱角材	全量を製紙原料、パーティクルボード用原料、燃料用木質チップ等としてリサイクルする。
コンクリート	全量を道路路盤材、再生骨材、防波堤材料として再生資材化する。
金属くず	全量を金属回収し、リサイクルする。
津波堆積物	ふるいにかけて、8割を盛土材等として再生資材化する。
備考	それぞれ対応可能な既存施設の処理能力を最大限活用する。 リサイクル・再資源化を最大にすることを目標とする。

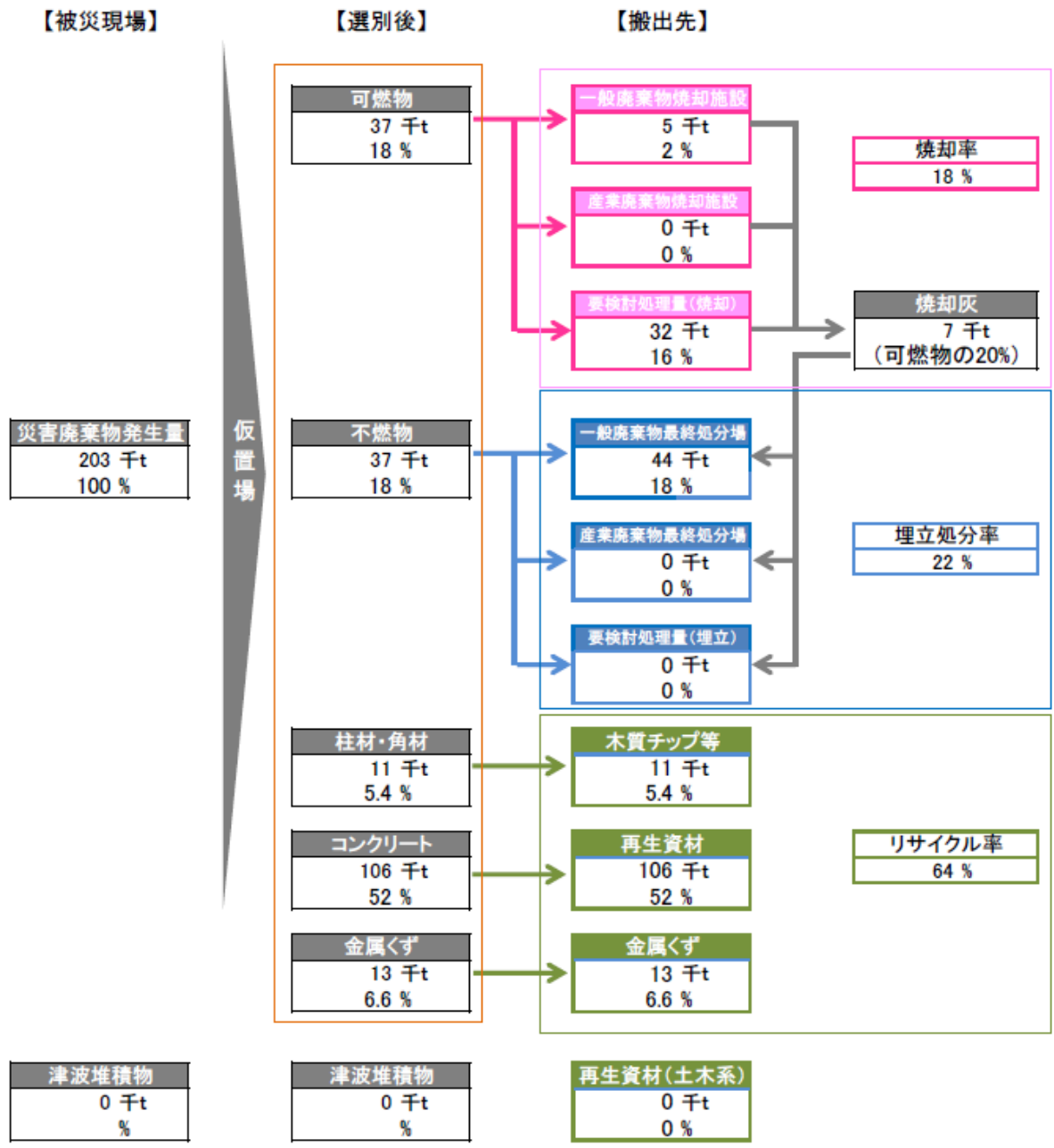


図 4-3-1 地震災害によって発生する廃棄物の処理フロー  
(庄内東縁断層帯地震想定)

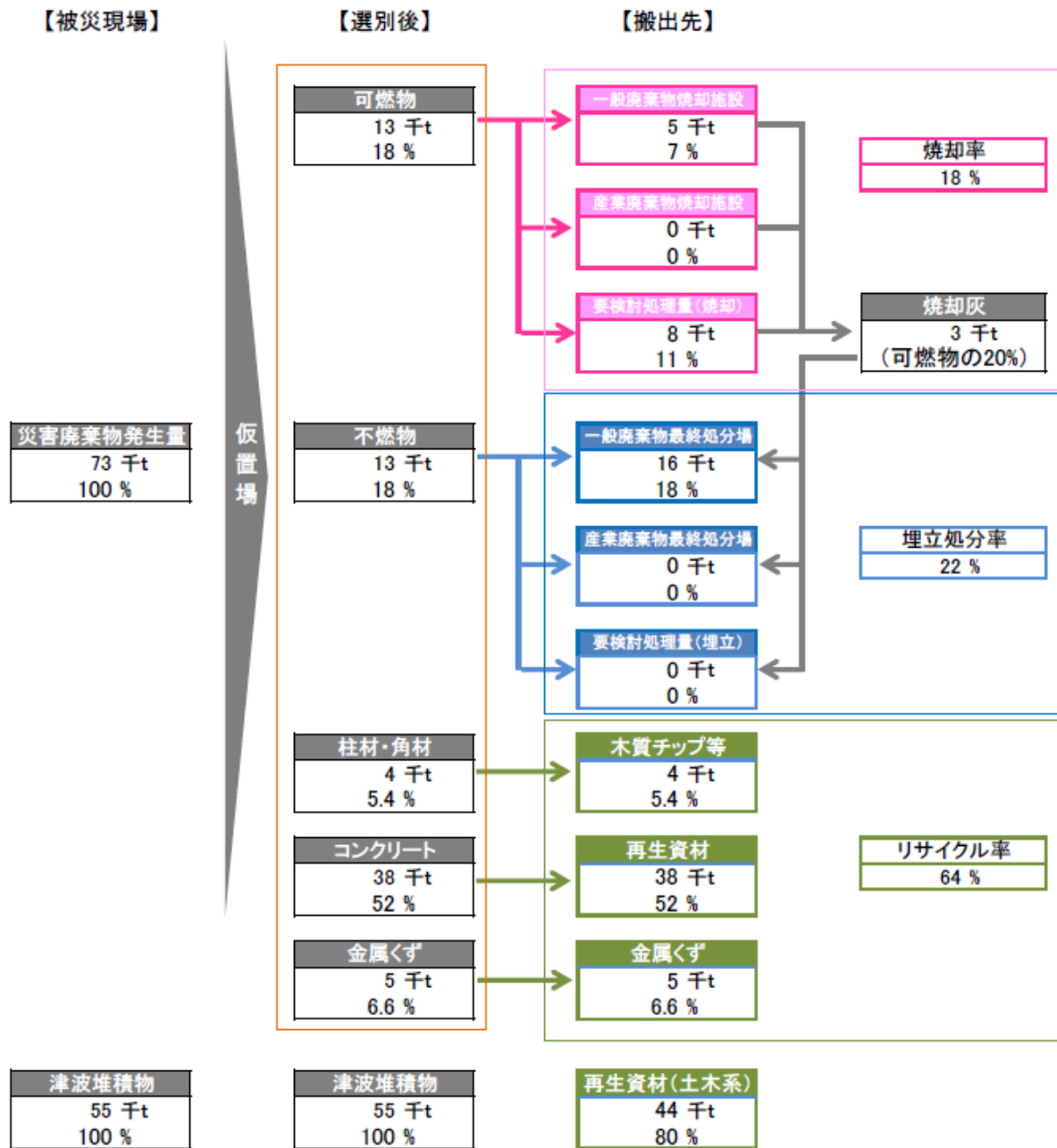


図 4-3-2 洪水災害によって発生する廃棄物の処理フロー (F30 断層地震想定)

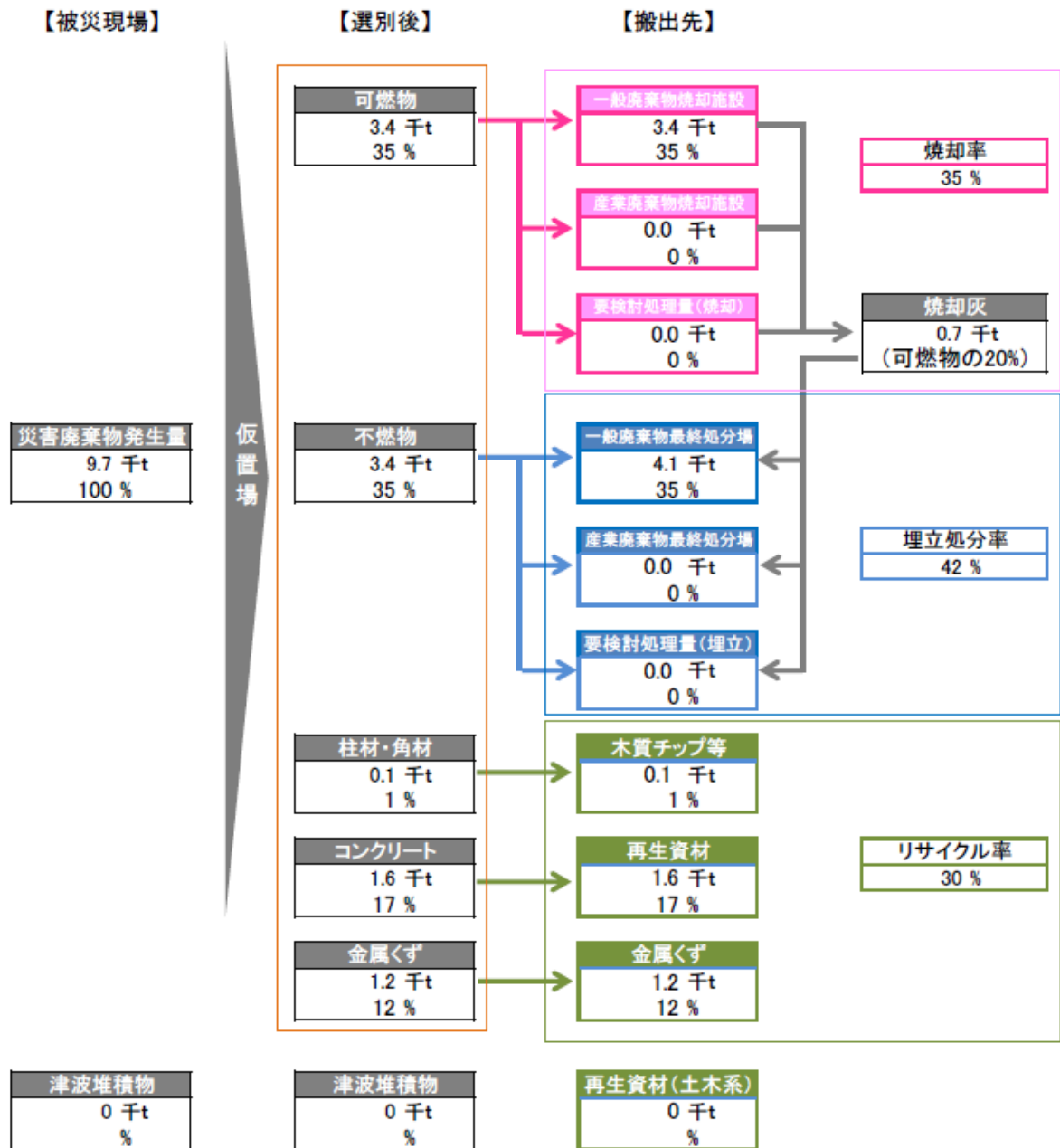


図 4-3-3 局所災害（水害）によって発生する廃棄物の処理フロー（最大降雨量想定）

#### 4. 収集運搬計画

災害廃棄物を複数の仮置場から集めて処理施設まで運搬する車両の必要台数について県計画に基づき推計した結果、以下のとおりとなる。

表 4-4-1 処理主体別収集運搬車両の必要台数

想定災害	合計	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材
庄内東縁断層地震	34	6	6	17	3	2

$$\text{必要台数} = \text{災害廃棄物発生量 (t)} \div (2\text{t 車} \times 4 \text{ 往復} \times 280 \text{ 日} \times 3 \text{ 年})$$

収集運搬には、以下の点に留意する。

表4-4-2 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	○ 戸別収集又はステーション収集。 (仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。) ○ 陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬。 (道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と 処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。)
収集運搬ルート 収集運搬時間	○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決する。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

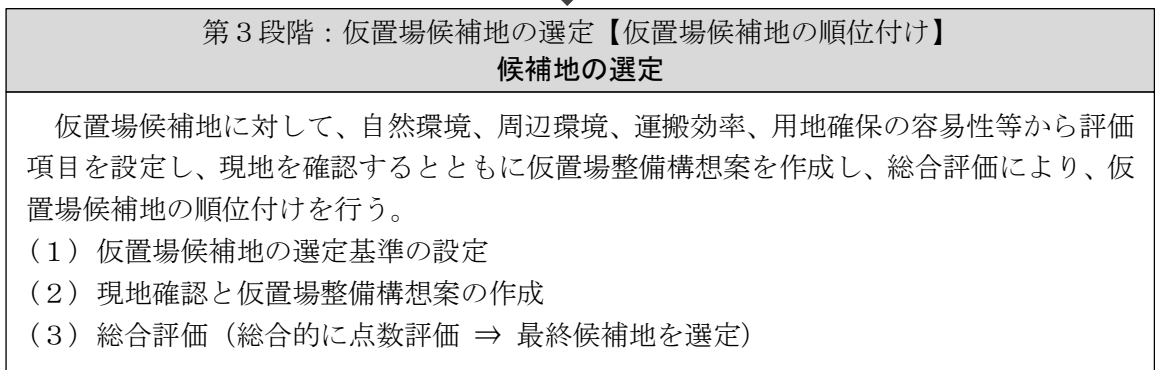
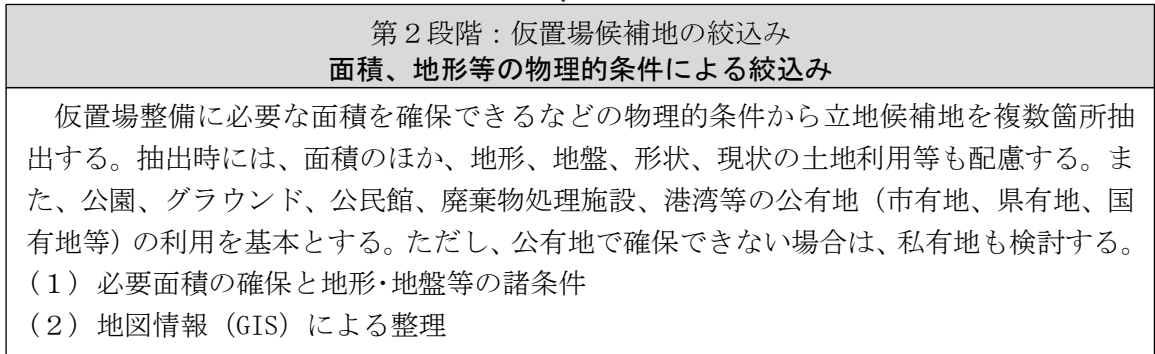
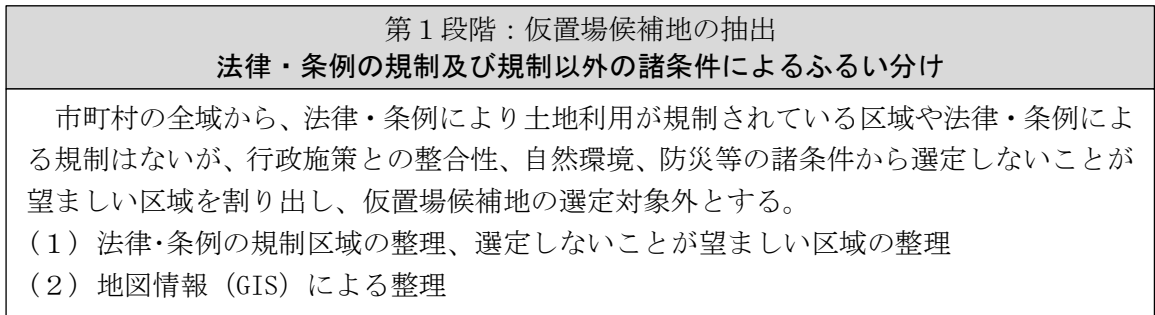
## 5. 仮置場の設置等

発災直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要であることから、県計画を参考に選定する。仮置場候補地は多ければ多いほど災害時の初動体制がとりやすく、想定外の災害に備えるためにも、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておくことが必要である。

また、近隣市町村と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町村の住民の持ち込みや住民からの問合せが多くなることが想定される。したがって、できる限り、近隣市町村と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることが望ましい。方針を共通にすることが難しい場合は、住民への広報を徹底する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（市町村や一部事務組合の職員、退職者等）について検討する。

また、仮置場を開設時には、自治会と連携しながら、住民へ周知する仮置場の運用ルールやボランティアについて、役割を決め、運用ルールを検討する。



仮置場候補地リストの作成例

順位	名称	所在地	用途	留意点
1	○○工業団地	○○市●●	一次仮置場	24時間作業可能
2	▲▲学校跡地グラウンド	○○市△△	一次仮置場	夜間作業不可
3	●●公園	○○市□□	二次仮置場	夜間作業不可
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

図 4-5-1 仮置場設置可能場所の選定方法



## 6. 処理方法

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに県計画及び対策指針にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。

再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所（処理施設の保管場所、資材置場等）を確保する。

表 4-6-1 災害廃棄物の種類ごとの処理事業者

災害廃棄物種類	処理区分	事業者名	住所
コンクリートがら	破砕	(株)斎藤工業	遊佐町遊佐字鶴田 54-3
木くず	破砕	(株)遊佐製材所	遊佐町藤崎茂り松 61-873
木くず	破砕	マル元運輸(有)	遊佐町藤崎茂り松 2-389

## 7. 最終処分

処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。

資源化や焼却ができない災害廃棄物については、埋め立てるために最終処分場（広域事務組合及び産業廃棄物最終処分場）の確保を行う。最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請する。

表 4-7-1 一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合名	施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	埋立開始 埋立終了 (終了見込)
酒田市	新林埋立地	不燃・処渣 粗・他	山間 自己その 他	サンド 一部委託	79,422 67,996	461,087 50,393	昭 54.12
酒田地区 広域行政組 合	最終処分場	不燃・処渣 燃渣	山間 自己所有	セル,サンド 委託	137,020 34,000	366,000 87,801	平 3.4
鶴岡市	岡山一般廃棄物 最終処分場	不燃・処渣 燃渣	平地 自己所有	サンド 一部委託	105,784 23,400	225,000 37,320	平 9.4 (平 30.3)

表 4-7-2 産業廃棄物最終処分場一覧

施設名		所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (m <sup>3</sup> )	平成 27 年度末 残余容量 (m <sup>3</sup> )	
安定型 最終処分場	1	東北クリーン開発㈱	中山町大字土橋	H12. 2. 28	42, 647	769, 830	89, 168
	2	㈱最上クリーンセンター	最上町大字東法田	H28. 2. 18	48, 000	873, 210	472, 835
	3	㈱荒正	山形市蔵王上野	S59. 8. 23	17, 850	171, 800	5, 600
	4	(有)渡辺商店	米沢市大字赤崩	H2. 3. 1	9, 838	50, 135	20, 708
	計 4 施設				118, 335	1, 864, 975	588, 311
管理型 最終処分場	1	ジークライト㈱	米沢市大字板谷	H28. 2. 18	111, 804	4, 120, 082	2, 556, 820
	2	テルス㈱	白鷹町大字栃窪	S54. 11. 17	51, 286	1, 270, 232	283, 979
	3	㈱アシスト	村山市大字富並	H8. 3. 28	45, 800	874, 790	310, 173
	4	㈱荒正	山形市蔵王上野	S62. 4. 7	26, 690	242, 300	12, 500
	5	中央公害清掃㈱第一	山辺町大字北山	S54. 3. 30	8, 449	170, 089	52, 478
	6	中央公害清掃㈱第二	山辺町大字北山	S59. 11. 7	12, 438	230, 848	15, 354
	7	㈱キヨスミ産研	中山町大字土橋	H8. 9. 18	27, 986	351, 084	47, 241
	8	福興プラント建設㈱	米沢市大字板谷	S63. 12. 7	6, 563	77, 437	20, 837
	9	㈱エコス米沢	米沢市大字築沢	H11. 12. 27	31, 680	245, 475	107, 397
	合計 9 施設				322, 696	7, 582, 337	3, 406, 779
処理業者 合計 13 施設				449, 031	441, 031	9, 447, 312	

## 8. 広域処理

遊佐町内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。

広域的な処理が必要な場合は、県関係市町村と調整する。

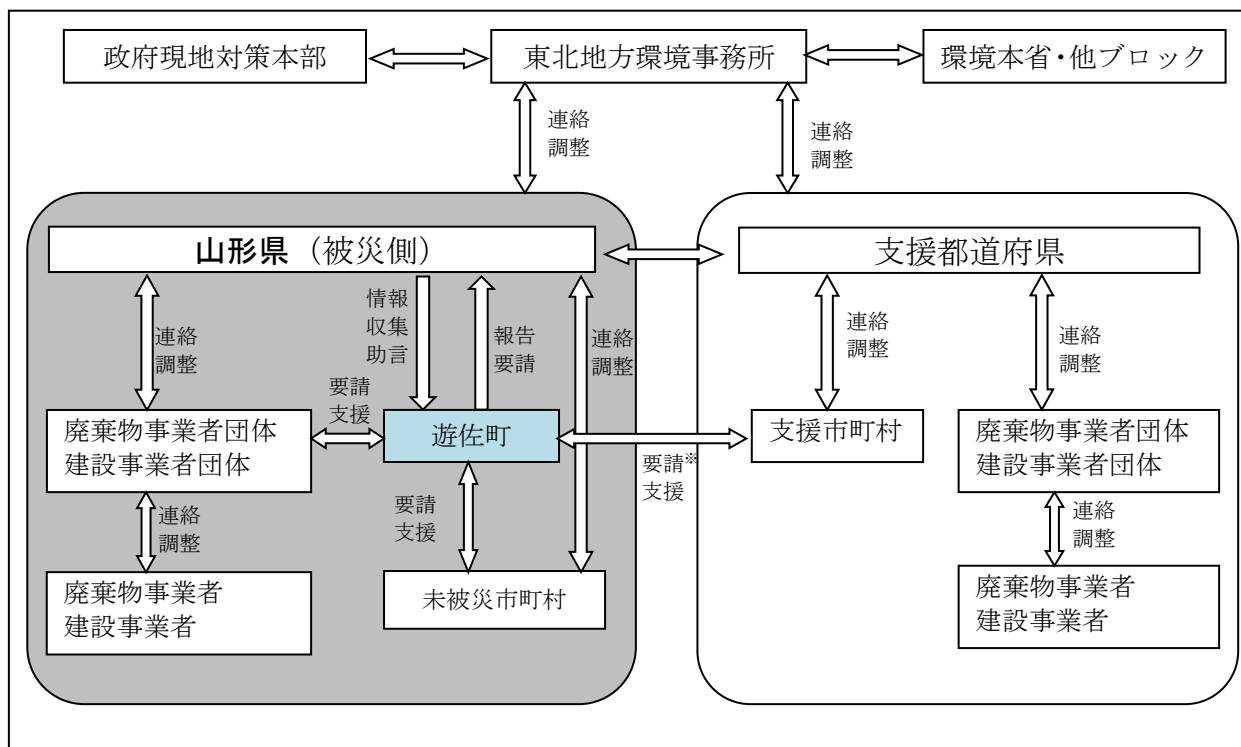


図 4-8-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

## 9. 処理困難物への対応

遊佐町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県、一部事務組合及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

表4-9-1 市町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
①廃自動車 (所有者・引取業者)	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
②畳 (酒田広域)	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③流木 (処理業者)	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根系に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根系に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。

④廃タイヤ (リサイクル・処理業者)	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。
⑤石膏ボード (処理業者)	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥消防法で定める危険物 (処理業者)	消防法で定められた、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦高圧ガス容器 (処理業者)	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるので、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧漁具・漁網 (処理業者)	津波による漁業関係施設等からの流出に伴い発生する。鉛などの有害物を含む場合があるため、取り扱いに注意を要する。	ロープや網は、焼却効率を著しく落とすため、原則処理業者に依頼する。鉛や針等は分別が必要となる。
⑨津波堆積物 (酒田広域・処理業者)	津波の濁流による土砂の堆積に伴い発生する。大量に発生する場合もあることから、保管場所の確保に困難を伴う。	津波堆積物は、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての有効利用を優先する。混合ごみであるため、全て埋立処分を行う場合、広域行政組合と相談の上、受入可能な量を確認する。
⑩水産系廃棄物 (酒田広域・処理業者)	津波等による漁港施設の被災に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理等を行うが、衛生対策として、消毒剤や石灰脱臭剤を散布する。混合ごみであるため、全て埋立処分を行う場合、広域行政組合と相談の上、受入可能な量を確認する。
⑪廃船舶 (所有者・引取業者)	津波による流出により発生する。素材によって処理先が異なることから取り扱いに注意を要する。	所有者が行うことを原則とするが、所有者の特定が困難な場合は、市町村が船舶の素材に応じて処理を行う。
⑫収穫米 (酒田広域)	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑬飼料・肥料 (処理業者)	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。
⑭農機具類 (引取業者)	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑮石油ストーブ (酒田広域)	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。

⑯海水等水分が混入した燃料（酒田広域・処理業者）	津波や水害による浸水に伴い発生する。リサイクル不可であるため、処分先の確保において困難を伴う。	リサイクル不可であるため、他の焼却対象物に染み込ませて焼却処理を行う。状態によっては、廃油として処理業者に依頼する。
⑰PCB 廃棄物（処理業者）	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑱太陽光発電設備（処理業者）	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑲蓄電池（処理業者）	建物の倒壊や津波、水害による流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。
⑳火山灰（酒田広域・処理業者）	火山の噴火により発生する。火山灰は風による飛散や降雨による流出が懸念され、取り扱いに注意を要する。	最終的には、土砂として土捨て場等で処分を行う。保管中は飛散・流出防止等の必要な対策を講じる。

## 10. 思い出の品への対応

損壊建物の解体などを含む災害廃棄物の撤去作業（業者及びボランティア）においては、思い出の品や貴重品を取り扱うこともあるため、市町村は、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないことなどに留意した、思い出の品等の取扱いルールを作成する。

### 【思い出の品等の取扱いルール】

- ・ 定義 : アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
- ・ 基本事項 : 公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
- ・ 回収方法 : 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
- ・ 保管方法 : 泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
- ・ 運営方法 : 地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
- ・ 返却方法 : 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

## 11. 住民等への広報

発災後速やかに、平常時に検討した啓発・広報方法により、住民等に情報提供を行う。

なお、災害廃棄物の処理にあたって住民等へ伝達・発信すべき情報は、対応時期によって異なるため、時期に応じた適正な情報の伝達・発信を行い、住民等の混乱を防ぎ、迅速に対応する（表 4-11-1）

便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえた監視や広報の強化地域を設定する。

※広報内容等については、資料編を参照。

表 4-11-1 時期に応じた適正な情報の伝達・発信内容

時期	伝達事項
平常時	災害廃棄物を適正に処理する上での、住民や事業者の理解を醸成する。
初動期、 応急対応	優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給）の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮し、緊急性を要する情報から順に広報を行う。
復旧・復興期	被災者への情報が不足することでの不安が想定されることから、災害廃棄物処理の進捗や、復旧・復興に向けた作業の状況等を周知する。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省）に加筆

## 第5章その他

### 1. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

表 5-1-1 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項目	環境影響	対策例（発災時）
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散</li> <li>○ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散</li> <li>○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的な散水の実施</li> <li>○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>○ 飛散防止ネットの設置</li> <li>○ フレコンバッグへの保管</li> <li>○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄</li> <li>○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底</li> <li>○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動</li> <li>○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用</li> <li>○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内に遮水シート・鉄板を敷設</li> <li>○ PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>○ 水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

### 2. 損壊家屋の解体・撤去

発災後、当該災害における損壊家屋等の公費解体の実施については、環境省の通知を基に対応する。

遊佐町が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- 土木部局等と調整し通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を決めて実施する。
- 所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等の取り扱いがあり、基本的には所有者の承諾が必要となるため、平常時に調整したルール等に基づき適切に対応する。
- 津波被害により家屋が流出するなどして、家屋の基礎部分のみが残されている場合の一般家屋の基礎撤去等に当たっては、敷地境界が曖昧になるなどの問題が生じるため、所有者の同意書を受理のうえ、所有者、隣接者の立ち会いを求めることが、災害時の円滑な基礎撤去作業につながる。
- ※ 原則として、被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものである。
- ※ 解体撤去の支援については、県が解体業協会等と協定を結んでいるため、県を通じて協力を要請する。
- ※ 遊佐町独自の協定としては、遊佐町建設業組合に、障害物の撤去及び、被害を受けて損壊した箇所の応急措置の協力を要請することができる。

### 3. 県への事務委託

遊佐町は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、遊佐町も多くの作業を行う。

なお、事務委託に当たっては、委託する遊佐町及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

- ※ 災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災市町村が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要がある。